

平成 16 年度第 1 回

広島市公共事業（建設関係局所管）再評価審議対象事業 一覧表

事業種別	事業名	国庫補助事業 単独事業等	事業箇所 事業区間	事業期間 1	再評価事由 2	一定期間が経過した理由
街路事業	吉島観音線外 1 〔吉島観音線・駅前観音線〕	国庫補助事業	中区西川口町 （天満川左岸） ～ 西区南観音二丁目 （駅前観音線）	H 7 ～ H20 年代前半		一部区間において、用地買収が難航しているため。
	西原山本線 （3 工区）	国庫補助事業	安佐南区西原四丁目 （国道 54 号） ～ 安佐南区西原四丁目 （祇園新道）	H 7 ～ H19		一部区間において、用地買収が難航しているため。
	段原蟹屋線外 1 〔段原蟹屋線・駅前大州線〕	国庫補助事業	南区段原四丁目 （新町上東雲線） ～ 南区西蟹屋四丁目 （駅前大州線）	H 7 ～ H20 年代前半		一部区間において、用地買収が難航しているため。
道路事業	一般県道 勝木安古市線 （勝木工区）	単独事業	安佐北区可部町 勝木行森 ～ 安佐北区可部町 勝木大野	S 60 ～ H20 年代前半		当該路線の残事業区間は、JR 可部線と近接交差しており、その存廃により道路構造の変更が想定されることから、その動向を見極めた上で整備する必要があったため。

【再評価事由】

- 1 事業期間とは、事業費が予算化された年度から完成予定年度までとする。
- 2 : 事業が予算化された後、5 年間を経過した時点で未着工の事業  
 : 事業が予算化された後、10 年間を経過した時点で継続中の事業  
 : 事業費が予算化される前の準備・計画段階で 5 年間が経過した事業（大規模な国庫補助事業に限る）  
 : 再評価実施後、5 年間（下水道事業については、10 年間）が経過した時点で継続中又は未着工の事業  
 : 市長が特に必要と認める事業